

〔九州厚生局長への届出に関する事項〕

当院は、次の施設基準に適合している旨、九州厚生局長へ届出を行っています。

一般病棟入院基本料【地域一般入院料3】・看護配置加算・看護補助加算（一般病棟）

当病棟では、入院患者 15 人に対して 1 人以上の看護職員(看護師、准看護師)を配置し、1 日 6 人以上の看護職員(看護師、准看護師) と 3 人以上の看護補助者が勤務しています。なお時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝 9 時 00 分～夕方 5 時 00 分まで、看護職員 1 人当りの受持数は 9 人以内です。
- ・夕方 5 時 00 分～深夜 1 時 00 分まで、看護職員 1 人当りの受持数は 9 人以内です。
- ・深夜 1 時 00 分～朝 9 時 00 分まで、看護職員 1 人当りの受持数は 9 人以内です。

また、看護師は、看護職員のうち 7 割以上配置しており、看護補助者は、入院患者 30 人に対し 1 人以上配置しています。患者様の負担による付添看護は行っておりません。

障害者施設等入院基本料【10 対 1】・特殊疾患入院施設管理加算・看護補助加算（重心病棟）

当病棟では、入院患者 10 人に対して 1 人以上の看護職員(看護師、准看護師)を配置し、1 日 39 人以上の看護職員(看護師、准看護師)と 13 人以上の看護補助者が勤務しています。なお時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝 9 時 00 分～夕方 5 時 00 分まで、看護職員 1 人当りの受持数は 4 人以内です。
- ・夕方 5 時 00 分～深夜 1 時 00 分まで、看護職員 1 人当りの受持数は 18 人以内です。
- ・深夜 1 時 00 分～朝 9 時 00 分まで、看護職員 1 人当りの受持数は 18 人以内です。

また、看護師を看護職員のうち 7 割以上配置しており、看護補助者は、入院患者 30 人に対し 1 人以上配置しています。患者様の負担による付添看護は行っておりません。

当病棟は、重度の肢体不自由児（者）、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、神経難病患者等をおおむね 7 割以上入院させている一般病棟です。

看護補助体制充実加算 2 及び注 10 看護補助体制充実加算 3

看護補助者に対し、看護補助業務に必要な基礎知識及び技術を習得するための院内研修を行っており、看護職員に対しては看護補助者の活用に関する院内研修を行っております。

無菌治療室管理加算 2

白血病、再生不良性貧血、骨髄異形成症候群、重症複合型免疫不全症等の患者に対して、無菌治療室管理を行う必要な体制を整備しています。

がん治療連携指導料

がん治療計画策定病院の紹介を受けて、地域連携診療計画に基づいた治療を行うことができる体制を整備しています。

がん性疼痛緩和指導管理料

がん性疼痛緩和ケアに係る研修を受けた経験を有する医師を配置し、がん性疼痛の症状緩和を目的としてがん患者様に対し、療養上必要な指導を行っています。

C T 撮影及びMR I 撮影

16 列のマルチスライス C T 撮影装置と、1.5 テスラのMR I 撮影装置を有しています。

検体検査管理加算（Ⅱ）
臨床検査を担当する医師を配置し、検体検査管理を行うために、十分な体制を整備しています。
輸血管理料（Ⅱ）・輸血適正使用加算
輸血業務全般に責任を有する常勤医師と専任の常勤臨床検査技師を配置し、「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」を遵守し、安全かつ適正に輸血療法を実施しています。
脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）・廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ）・運動器リハビリテーション料（Ⅰ） 呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）・障害児（者）リハビリテーション料
リハビリテーションに関する専用の設備・機械・器具等を有し、専任の常勤医師及び専従する常勤の理学療法士及び作業療法士、言語聴覚士を配置しています。
地域連携診療計画加算
地域連携診療計画の対象患者（大腿骨頸部・転子部骨折）に対し、計画管理病院にて作成された地域連携診療計画に基づいた診療計画を立て、それに基づいた療養を計画管理病院と地域の医療機関と連携して医療を提供します。
医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術（胃瘻造設術）
当院では胃瘻造設術を行っており、年間の実施件数は50件未満です。
入院時食事療養（Ⅰ）
管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。
データ提出加算2・4
厚生労働省が実施する「DPC導入の影響評価に関わる調査」に準拠したデータを正確に作成し、入院患者及び外来患者に係るデータを継続して提出しています。
診療録管理体制加算3
診療情報管理室・診療情報管理委員会を設置し、適切な診療記録の管理を行っています。
医療DX推進体制整備加算
<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認システムにより取得した診療情報を活用して、診療を実施しています。 ・マイナ保険証の利用を促進し、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。 <p>（電子カルテ情報共有サービス及び電子処方箋の導入を検討しています。）</p>